

社会福祉法人 福泉会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福泉会（以下「当法人」という。）の理事及び監事並びに評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償費（以下「報酬等」という。）に関する事項を定めるものである。

(報酬等を支給する業務の種類)

第2条 役員等に報酬等を支給する業務は次の各号に定めるところとする。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時の監査
- (3) 研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (4) その他理事長が必要と認めた業務

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（当法人の役員等の業務にのみ専従し、かつ当法人の職員でない者）については、報酬等を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬等を支給する。ただし、非常勤役員等が当法人の常勤職員を兼務し、常勤職員給与を支給している場合は、報酬等を支給しないものとする。
2. 役員等が、兼業の禁止規定等がある職業であり、報酬を支払うことがふさわしくない場合は、実費弁償費以外の報酬は支給しないものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 理事長 月額報酬 500,000 円、及び職員給与規程に準じた通勤手当
- (2) 理事 月額報酬 400,000 円、及び職員給与規程に準じた通勤手当

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 第2条に定める業務を行ったとき
報酬日額 10,000 円及び実費弁償費 5,000 円
- (2) 第2条に定める業務により出張するとき
報酬日額 10,000 円、宿泊費の実費額（上限 15,000 円）、及びその他の実費弁償費

2. 前項において、交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費を弁償するものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月 25 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支給する。
2. 非常勤役員等に対する報酬は、当該業務を行った都度、支給する。
 3. 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
2. 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 3. 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、暦日による日割りによって計算する。

(端数処理)

- 第8条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、これを 1 円に切り上げる。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

1. この規程は平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
2. この規程の施行に伴い、平成 26 年 2 月 21 日施行の「役員及び評議員等の旅費に関する規程」は廃止する。
3. この規程の一部を改訂し、平成 28 年 5 月 24 日から適用する。
4. この規程の名称を「役員及び評議員等の報酬に関する規程」から「役員等報酬規程」に変更し、及び規程の全部を改訂し、平成 29 年 2 月 22 日から適用する。